

神奈川県林地開発許可審査基準 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県林地開発許可審査基準</p>	<p>神奈川県林地開発許可審査基準</p>
<p>第1章 総則（略）</p>	<p>第1章 総則（略）</p>
<p>第2章 申請書類（略）</p>	<p>第2章 申請書類（略）</p>
<p>第3章 許可基準</p>	<p>第3章 許可基準</p>
<p>（災害の防止）</p>	<p>（災害の防止）</p>
<p>第10 法第10条の2第2項第1号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。</p>	<p>第10 法第10条の2第2項第1号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。</p>
<p>(1)（略）</p>	<p>(1)（略）</p>
<p>(2) 切土は、原則として階段状に行うほか、次によるものであること。</p>	<p>(2) 切土は、原則として階段状に行うほか、次によるものであること。</p>
<p>ア <u>法面</u>の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の<u>法面</u>の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p>	<p>ア <u>のり面</u>の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の<u>のり面</u>の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p>
<p>イ（略）</p>	<p>イ（略）</p>
<p>ウ 切土を行った後の地盤に<u>滑り</u>やすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。</p>	<p>ウ 切土を行った後の地盤に<u>すべり</u>やすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。</p>
<p>エ（略）</p>	<p>エ（略）</p>
<p>(3) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締固め</u>を行うほか、次によるものであること。</p>	<p>(3) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締め固め</u>を行うほか、次によるものであること。</p>
<p>ア <u>法面</u>の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の<u>法面</u>の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。</p>	<p>ア <u>のり面</u>の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の<u>のり面</u>の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。</p>

新	旧
<p>イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに<u>締め固め</u>が行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p>	<p>イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに<u>締め固め</u>が行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p>
<p>ウ～エ (略)</p>	<p>ウ～エ (略)</p>
<p>(4) 開発区域内で発生した土砂を現場内処理せずに域外搬出する場合は、次によるものであること。</p>	<p>(4) 開発区域内で発生した土砂を現場内処理せずに域外搬出する場合は、次によるものであること。</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ <u>法面</u>の勾配の設定、小段の設置及び排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。</p>	<p>イ <u>のり面</u>の勾配の設定、小段の設置及び排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。</p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>(5) 切土又は盛土を行った後の<u>法面</u>で、次のア、イに該当するときは、擁壁の設置その他<u>法面</u>崩壊防止施設が適切に講じられること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、<u>法面</u>の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りではない。</p>	<p>(5) 切土又は盛土を行った後の<u>のり面</u>で、次のア、イに該当するときは、擁壁の設置その他<u>のり面</u>崩壊防止施設が適切に講じられること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、<u>のり面</u>の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りではない。</p>
<p>ア 人家、学校及び道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。</p>	<p>ア 人家、学校及び道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。</p>
<p>(ア) 切土により生ずる<u>法面</u>の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p>	<p>(ア) 切土により生ずる<u>のり面</u>の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p>
<p>a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた<u>法面</u>の勾配が同表中欄の角度以下のもの。</p>	<p>a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた<u>のり面</u>の勾配が同表中欄の角度以下のもの。</p>
<p>b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた<u>法面</u>の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、aに該当する<u>法面</u>の部分により上下に分離された<u>法面</u>があるときは、aに該当する<u>法面</u>の部分は存在せず、その上下の<u>法面</u>は連続しているものとみなす。</p>	<p>b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた<u>のり面</u>の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、aに該当する<u>のり面</u>の部分により上下に分離された<u>のり面</u>があるときは、aに該当する<u>のり面</u>の部分は存在せず、その上下の<u>のり面</u>は連続しているものとみなす。</p>
<p>表1 (略)</p>	<p>表1 (略)</p>

新	旧
<p>(イ) 盛土により生ずる<u>法面</u>の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。 イ 切土又は盛土を行った後の<u>法面</u>の勾配が(2)及び(3)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 切土又は盛土を行った後の<u>法面</u>が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、次により<u>法面保護</u>の措置が講ぜられること。 ア 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは<u>法面</u>の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。 イ 表面水、湧水、溪流等により<u>法面</u>が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(6)によるものであること。</p> <p>(8) 開発区域において、相当量の土石が崩壊又は流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、次により開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。 ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発区域からの流出土砂量を貯砂し<u>得る</u>ものであること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(9) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲に<u>溢水</u>した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</p>	<p>(イ) 盛土により生ずる<u>のり面</u>の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。 イ 切土又は盛土を行った後の<u>のり面</u>の勾配が(2)及び(3)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 切土又は盛土を行った後の<u>のり面</u>が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、次により<u>のり面保護</u>の措置が講ぜられること。 ア 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは<u>のり面</u>の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。 イ 表面水、湧水、溪流等により<u>のり面</u>が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(6)によるものであること。</p> <p>(8) 開発区域において、相当量の土石が崩壊又は流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、次により開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。 ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発区域からの流出土砂量を貯砂し<u>うる</u>ものであること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(9) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲に<u>いつ水</u>した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</p>

新	旧
<p>ア 排水施設の構造等は、次によるものであること。</p> <p>(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。</p> <p>(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な<u>柵</u>又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>イ 排水施設の断面は、次によるものであること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、<u>溢水</u>による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p><u>(キ) (ア)から(カ)の規定に関わらず、下流で接続する河川又は水路等の管理者の指導がある場合は、その指導による断面とすることができる。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、(1)から(10)までによるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、別表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を</p>	<p>ア 排水施設の構造等は、次によるものであること。</p> <p>(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。</p> <p>(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な<u>ます</u>又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>イ 排水施設の断面は、次によるものであること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、<u>いっ水</u>による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、(1)から(10)までによるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、別表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を</p>

新	旧
<p>1.0 とすること。なお、架台の設置などにより太陽光パネル下の地表において雨水の浸透が見込まれる場合には、上記によらず、表 3 によることとして差し支えない。なお、表 3 における浸透能の区分は、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大を標準とし、地形、地質、土壌等の条件を考慮の<u>上</u>適切に流出係数を定めるものとする。</p>	<p>1.0 とすること。なお、架台の設置などにより太陽光パネル下の地表において雨水の浸透が見込まれる場合には、上記によらず、表 3 によることとして差し支えない。なお、表 3 における浸透能の区分は、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大を標準とし、地形、地質、土壌等の条件を考慮の<u>う</u><u>え</u>適切に流出係数を定めるものとする。</p>
<p>表 3 ・ (イ) (略)</p>	<p>表 3 ・ (イ) (略)</p>
<p><u>(14) 開発区域内において、次の法令の許可を要する場合、許可がなされているかの確認又は当該許可申請に係る申請の状況の確認により、当該法令の基準に適合していることが確認できる場合は、第 10(1)～(7)の内容に適合しているものとみなす。ただし、第 10 の基準に満たない部分についてはこの限りでない。</u> <u>ア 盛土規制法 第 12 条第 1 項又は同法第 30 条第 1 項の許可</u> <u>イ 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号。以下、「都計法」という。) 第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(水害の防止) 第 11 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。 (1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30 年確率で想定される雨量強度に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。また、洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮の上、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</p>	<p>(水害の防止) 第 11 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。 (1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30 年確率で想定される雨量強度に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。また、洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮の上、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</p>
<p>ア～カ (略)</p>	<p>ア～カ (略)</p>
<p><u>(2) 開発区域内において、都計法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合、許可がなされているかの確認又は当該許可申請に係る申請の状況の確認により当該法令の基準に適合していることが確認できる場合は、第 11(1)の内容に適合しているものとみなす。ただし、第 11 の基準に満たない部分についてはこの限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(水の確保)</p> <p>第12 法第10条の2第2項第2号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得て、貯水池又は導水路を設置する等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(環境の保全)</p> <p>第13 法第10条の2第2項第3号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(水の確保)</p> <p>第12 法第10条の2第2項第2号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得て、貯水池又は導水路を設置する等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(環境の保全)</p> <p>第13 法第10条の2第2項第3号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

新

表4
1 森林を森林以外の土地利用に改変する場合

開発行為 又は 造成の目的	事業区域内において残置し 又は造成する森林又は緑地 の割合	森 林 の 配 置 等
別 荘 地 の 造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上 とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント 以下とする。
ス キ ー 場 の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、 複数の滑走コースを並列して設置する場合はその 間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置 森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇 所当たりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、 グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メー トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場 の造成	森林率はおおむね 50 パー セント以上(残置森林率はお おむね 40 パーセント以上) とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林(残置森林は原則としてお おむね 20 メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森 林又は造成森林(残置森林はおおむね 20 メートル 以上)を配置する。
宿泊施設、 レジャー 施設の設置	森林率はおおむね 50 パー セント以上(残置森林率はお おむね 40 パーセント以上) とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パ ーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を 設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当りの面 積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内に これを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置す る。
工場、事業 場の設置	森林率はおおむね 25 パー セント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘ クタール以上の場合は原則として周辺部に幅おお むね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配 置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森 林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成 する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上 の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発 電施設の 設置	森林率はおおむね 25 パー セント以上(残置森林率はお おむね 15 パーセント以上) とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘ クタール以上の場合は原則として周辺部に幅おお むね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配 置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森 林を配置する。また、りょう線の一体性を維持する ため、尾根部については、原則として残置森林を配 置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成 する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上 の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地 の造成	森林緑地率はおおむね 20 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘ クタール以上の場合は原則として周辺部に幅おお むね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑 地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺 部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成 する場合は、その間に幅 30 メートル以上の残置森 林又は造成森林・緑地を配置する。
道路の新 設若しくは 改築、畑 地の造成		その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造 成することが困難又は不適当であるときは、森林の残 置又は造成が行われないこととして差し支えない。

旧

表4
1 森林を森林以外の土地利用に改変する場合

開発行為 又は 造成の目的	事業区域内において残置し 又は造成する森林又は緑地 の割合	森 林 の 配 置 等
別 荘 地 の 造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上 とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント 以下とする。
ス キ ー 場 の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、 複数の滑走コースを並列して設置する場合はその 間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置 森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇 所当たりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、 グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メー トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場 の造成	森林率はおおむね 50 パー セント以上(残置森林率はお おむね 40 パーセント以上) とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林(残置森林は原則としてお おむね 20 メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森 林又は造成森林(残置森林はおおむね 20 メートル 以上)を配置する。
宿泊施設、 レジャー 施設の設置	森林率はおおむね 50 パー セント以上(残置森林率はお おむね 40 パーセント以上) とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の 残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パ ーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を 設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当りの面 積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内に これを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置す る。
工場、事業 場の設置	森林率はおおむね 25 パー セント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘ クタール以上の場合は原則として周辺部に幅おお むね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配 置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森 林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成 する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上 の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発 電施設の 設置	森林率はおおむね 25 パー セント以上(残置森林率はお おむね 15 パーセント以上) とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘ クタール以上の場合は原則として周辺部に幅おお むね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配 置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森 林を配置する。また、りょう線の一体性を維持する ため、尾根部については、原則として残置森林を配 置する。
住宅団地 の造成	森林緑地率はおおむね 20 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘ クタール以上の場合は原則として周辺部に幅おお むね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑 地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺 部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成 する場合は、その間に幅 30 メートル以上の残置森 林又は造成森林・緑地を配置する。
道路の新 設若しくは 改築、畑 地の造成		その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造 成することが困難又は不適当であるときは、森林の残 置又は造成が行われないこととして差し支えない。

新			旧		
2 森林を一時的に森林以外の土地利用に改変する場合			2 森林を一時的に森林以外の土地利用に改変する場合		
開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
土石等の採掘	一時利用時 森林率はおおむね25パーセント以上とする。 完了時 森林緑地率はおおむね100パーセントとする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。	土石等の採掘	一時利用時 森林率はおおむね25パーセント以上とする。 完了時 森林緑地率はおおむね100パーセントとする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
建設発生土処分場の造成、産業廃棄物処分場の造成	一時利用時 森林率はおおむね25パーセント以上とする。 完了時 森林緑地率はおおむね100パーセントとする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 利用後の跡地は植栽することとするが、法面等で植栽することが出来ない場合には緑化する。	建設発生土処分場の造成、産業廃棄物処分場の造成	一時利用時 森林率はおおむね25パーセント以上とする。 完了時 森林緑地率はおおむね100パーセントとする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 利用後の跡地は植栽することとするが、法面等で植栽することが出来ない場合には緑化する。
(ア)～(シ)、(2) (略)			(ア)～(シ)、(2) (略)		
(3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、又開発行為により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成する等の適切な措置が講ぜられること。			(3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずるのり面を極力縮小するとともに、可能な限りのり面の緑化を図り、又開発行為により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成する等の適切な措置が講ぜられること。		
(4) 残置森林、造成森林及び造成緑地について、適切に保続培養を図ること。			(4) 残置森林、造成森林及び造成緑地について、適切に保続培養をはかること。		
(その他) 第14 (略)			(その他) 第14 (略)		
第4章 開発許可の条件 (開発許可の条件)			第4章 開発許可の条件 (開発許可の条件)		
第15 法第10条の2第4項に基づき附する条件(以下「許可条件」という。)は、次のとおりとするほか、知事が必要に応じて附するものとする。 (1)～(5) (略)			第15 法第10条の2第4項に基づき附する条件(以下「許可条件」という。)は、次のとおりとするほか、知事が必要に応じて附するものとする。 (1)～(5) (略)		

新	旧
<p>(6) 毎年9月末日及び3月末日現在の当該開発行為の施行状況について、<u>毎年10月10日及び4月10日</u>までに施行状況報告書を知事に提出してください。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従ってください。 また、発生した災害により周辺に被害を及ぼした場合及び<u>被害を及ぼす</u>おそれがある場合には、直ちに警察、消防、関係市町村等の関係機関に通報してください。</p> <p>(9)～(16) (略)</p> <p>(17) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して<u>施行</u>する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保してください。</p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p>第5章 許可後の諸手続 第16～第17 (略)</p> <p>(林地開発行為の施行状況報告)</p> <p>第18 許可条件(6)に掲げる報告書は、第5号様式のとおりとし、開発行為の施行状況を明示した図面、<u>実施工程表</u>及び施行状況写真を添付するものとする。</p> <p>第19～29 (略)</p>	<p>(6) 毎年9月末日及び3月末日現在の当該開発行為の施行状況について、<u>各翌月の10日</u>までに施行状況報告書を知事に提出してください。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従ってください。 また、発生した災害により周辺に被害を及ぼした場合及び<u>及ぼす</u>おそれがある場合には、直ちに警察、消防、関係市町村等の関係機関に通報してください。</p> <p>(9)～(16) (略)</p> <p>(17) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して<u>施工</u>する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保してください。</p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p>第5章 許可後の諸手続 第16～第17 (略)</p> <p>(林地開発行為の施行状況報告)</p> <p>第18 許可条件(6)に掲げる報告書は、第5号様式のとおりとし、開発行為の施行状況を明示した図面、<u>工事工程書</u>及び施行状況写真を添付するものとする。</p> <p>第19～29 (略)</p>

新					旧				
別表1 林地開発許可申請書及び添付図書作成基準					別表1 林地開発許可申請書及び添付図書作成基準				
図書名 対応様式	明示する事項	(削除)	作成上の留意事項	提出部数					
				申請書正本	申請書副本※1	関係※2	市町村意見	河川管理者協議	必要部数
林地開発許可申請書 (省令第4条) 第1号様式 (変更の場合 第9号様式)	開発行為に係る森林の所在場所 開発行為に係る森林の土地の面積 開発行為の施行体制 他法令等の許認可手続き状況	(削除)	所在は森林の代表地番を記入する。 全体計画の一部について許可の申請をする場合は全体計画面積を()書きで上段に当該許可申請に係る面積を様書きで下段に併記する。 注意事項2にある備考欄への記載事項は、「別添申請様式14のとおり」として、申請様式14を添付する。	1	1				2
図面1 位置図 1/25,000の 国土地理院発行の地形図 (省令第4条第1号)	(1) 開発区域 (2) 流域 (3) 河川的位置 (4) ネット地点	(削除)	流域現況を説明する図を兼ねるものとする 「開発区域」とは農地、宅地等を含む全体の区域を言い当該区域を赤で線取る。 なお、もっぱら道路の開発については線形を記入することとし開発する起点を△、終点を○として明示する。 (2) 開発区域下流部のネック地点の上流全域及び面積(単位…小数点以下3位四捨五入2位止) ネック地点を示すため必要な場合は1/50,000の国土地理院発行の地形図を用い流域現況図を添付する。 (3) 流域内の河川及び一級、二級、準用、普通との区分、河川名(一級、二級、準用、普通が一河川に有る場合は、○印で区分がわかるようにする) (4) ネット地点は赤で記入する。	1	1	1	1	1	4
図面2 区域図 1/5,000以上の 等高線の入った地形図 (省令第4条第1号)	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 県、市(郡)町村、大字、字界及び名称 (4) 地番界及び地番 (5) 開発行為に係る森林の区域 (6) 残置森林の区域 (7) 森林以外の土地 (8) 将来計画の区域	(削除)	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 行政区境界は当該開発区域に必要な範囲内を表示する。 (4) 地番界及び地番は開発区域について入れ、地番はアラビア数字で記載する。 (5) 開発行為に係る森林の区域内に造成する森林…黄緑色、 開発行為に係る森林の区域内に造成する緑地…黄色、 用途用地(一時転用を含む)…橙色で着色する。 (6) 残置森林の区域は緑色で着色する。 (7) 開発区域内に森林以外の土地がある場合は 農地…茶色、宅地…桃色、保安林…赤色、国有等水路…水色、公園上等の道路…こげ茶色等で着色する。 (8) 全体計画の一部について許可申請をする場合は将来の計画区域を青色で線取る。なお、将来の計画区域は土地の権利等がある程度確保されていることを原則とする。	1	1	1	1		3
開発行為に関する計画書 (省令第4条第2号) 第2号様式	開発工事設計者 開発工事施工者	(削除)	申請書に添付する書類の目録を兼ねている。 6から11の項目については、行為内容から、該当しない場合は省略して差し支えない。 開発工事設計者欄には会社(支店)名、連絡者名、電話番号を記載する。 開発工事施工者欄も上記と同様に記載する。	1	1				2
1. 開発区域内用地利用計画書 申請様式1	(1) 開発行為に係る事業又は施設の名称 (2) 面積 (3) 開発行為をしようとする森林の現況 (4) 開発区域の地目別面積 (5) 土地利用計画面積 (6) 残置森林率 (7) 森林率 (8) 補正森林率	(削除)	(1) 事業又は施設の種類とは○○宅地造成事業、○○岩石採取事業、○○ゴルフ場造成事業等を記載する。 (2) 面積は実測でヘクタールを単位として少数第5位以下を切捨、第4位まで記載する。 (3) 開発行為をしようとする森林の現況には地質(代表的なもの)、土壌(代表的なもの)、傾斜(平均傾斜)、降水量、湧水(有無)、標高(最低標高～最高標高)、人工林・天然林面積(ヘクタール単位、少数以下切捨)、林齢(最低林齢～最高林齢、平均林齢)疎密度(疎、中、密)を記入する。 (4) 開発区域の地目別面積はヘクタール単位として少数第5位以下を切捨、第4位まで記載する。 (5) 土地利用計画面積は実測として上記と同様な単位で記載する。 (7) 住宅団地造成の場合は森林緑地率を記載する。 (8) 住宅団地造成の場合は補正森林緑地率を記載する。	1	1	1			3

新

図書名 対応様式	明示する事項	(削除)	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書正本	申請書副本※1	関係図※2	市町村意見	河川管理者協議
2. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(開発行為をしようとする森林)	(1) 森林の所在場所 (2) 開発行為をしようとする森林の面積 (3) 開発行為に係る森林の土地の面積 (4) 森林の土地所有者の氏名又は名称及び住所 (5) 所有権に関する権利状況 (6) 所有権以外の権利関係の状況	(削除)	(1) 開発行為をしようとする森林について一筆ごとに記載する。 (2) 面積の内訳はヘクタール単位で少数第5位以下を切捨、第4位までとし、原則として台帳面積を上段採書、実測面積を下段()書とする。 (3) 上記と同様に記載する。 (4) 森林の土地所有者とは登記事項証明書上の所有者とする。 (5) 所有権に関する権利状況欄には登記事項証明書上で申請者の名義になっているもの…所有、名義になっていないもので売買契約済、売買承諾済、売買交渉中、賃貸契約済、賃貸承諾済、賃貸交渉中、(開発行為に関する)施行同意済、施行同意交渉中等と記載する。 (6) 所有権以外の抵当権、地上権、賃借権等登記事項証明書上の権利が設定されている場合にはその権利名、権利者名、状況(抹消同意済、交渉中)等記載する。	1	1	1		3
3. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(森林以外の土地)	(1) 開発区域内の森林以外の土地について所在場所、面積、地目、土地所有者の氏名又は名称及び住所、所有権に関する権利状況、所有権以外の権利関係の状況	(削除)	前記開発行為をしようとする森林の所在場所等に準じて記載する。	1	(1)			2
図面3 現況図 1/5,000以上の等高線の入った地形図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 地形 (4) 林況 (5) 開発区域内及び周辺の人家又は公共施設の状況	(削除)	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 地形は標高差等が明確に判断できるよう等高線を入れて示す。 (4) 林況は人工林…緑色、天然林…橙色に着色し、樹種(スギ、ヒノキ、マツ、クスギ、その他広葉樹)、林齢を記載する。 (5) 周辺とは開発により直接影響(防災、水資源確保、環境保全等)を及ぼす区域という。	1		1	1	3
図面4 利用計画図 (施設計画図)	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 建物、道路等土地利用計画造成施設の位置 (4) 一時利用の位置 (5) 残置又は造成する森林及び緑地の区域	(削除)	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 造成施設の位置については適当に着色し、施設計画が分かるようにする。 (4) 一時利用の場合にはその区域を青色で線どる。 (5) 残置する森林…緑色、開発行為に係る森林の区域内に造成する森林…黄緑色、開発行為に係る森林の区域内に造成する緑地…黄色、森林以外の土地に造成する森林及び緑地…橙色で着色する。 (6) 開発行為の地盤高管理の基準となる点を明示する。	1	1	1	1	4
4. 事業計画書	(1) 全体計画及び期別計画の概要	(削除)	(1) 全体計画の一部についての許可申請の場合は全体計画の概要及び当該申請分も含め個々の期別計画の全体計画に対する位置づけ等を記載する。					
○開発行為の概要 任意の様式		(削除)						
○施設利用管理計画 任意の様式	(2) 計画の内容を各項目ごとに概要説明 ア ゴルフ場 イ レジャー施設 ウ 宅造、霊園墓地等 エ 砂利、岩石採取 オ 産業廃棄物 カ その他	(削除)	(2) 計画内容説明の中より該当する数量等を記載する。開発目的の形態により作成上の留意事項欄の項目について計画の内容を記載すること。 ア ホール数、ヤード数、管理施設、売店その他の建物、道路(進入、基幹、管理)、用水(水源、需要供給量、貯水槽等)、附帯施設(ゴミ、し尿、防火、電気、駐車場、リフト、橋梁、貯水池、調整池)等 イ 遊戯施設 その他に準じる。 ウ 区画(宅造の場合は収容人数等)、1区画当り面積、その他アに準じる。 エ 採取方法、数量(全体、期別、1日当り)、洗浄場所、採取設備、掘さく面積、搬出計画(量、台数)、表土・廃土等置場、砂利岩石置場、跡地の処理、汚濁水の処理、交通事情等 オ 廃棄物の種類、数量(全体、1日当り)、搬入計画(量、台数)、客土等置場、跡地の処理、汚濁水の処理、交通事情等 カ その他のものはアに準じる。	1	1	1		3

旧

図書名	明示する事項	様式例、図面の編成	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書正本	申請書副本注1	市町村意見照会注2	必要部数	河川管理者との協議が必要な場合
2. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(開発行為をしようとする森林)	(1) 森林の所在場所 (2) 開発行為をしようとする森林の面積 (3) 開発行為に係る森林の土地の面積 (4) 森林の土地所有者の氏名又は名称及び住所 (5) 所有権に関する権利状況 (6) 所有権以外の権利関係の状況	申請様式2	(1) 開発行為をしようとする森林について一筆ごとに記載する。 (2) 面積の内訳はヘクタール単位で少数第5位以下を切捨、第4位までとし、原則として台帳面積を上段採書、実測面積を下段()書とする。 (3) 上記と同様に記載する。 (4) 森林の土地所有者とは登記事項証明書上の所有者とする。 (5) 所有権に関する権利状況欄には登記事項証明書上で申請者の名義になっているもの…所有、名義になっていないもので売買契約済、売買承諾済、売買交渉中、賃貸契約済、賃貸承諾済、賃貸交渉中、(開発行為に関する)施行同意済、施行同意交渉中等と記載する。 (6) 所有権以外の抵当権、地上権、賃借権等登記事項証明書上の権利が設定されている場合にはその権利名、権利者名、状況(抹消同意済、交渉中)等記載する。	1	1	1	1	3
3. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(森林以外の土地)	(1) 開発区域内の森林以外の土地について所在場所、面積、地目、土地所有者の氏名又は名称及び住所、所有権に関する権利状況、所有権以外の権利関係の状況	申請様式3	前記開発行為をしようとする森林の所在場所等に準じて記載する。	1	(1)			2
図面3 現況図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 地形 (4) 林況 (5) 開発区域内及び周辺の人家又は公共施設の状況	1/5,000以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 地形は標高差等が明確に判断できるよう等高線を入れて示す。 (4) 林況は人工林…緑色、天然林…橙色に着色し、樹種(スギ、ヒノキ、マツ、クスギ、その他広葉樹)、林齢を記載する。 (5) 周辺とは開発により直接影響(防災、水資源確保、環境保全等)を及ぼす区域という。	1		1	1	3
図面4 利用計画図 (施設計画図)	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 建物、道路等土地利用計画造成施設の位置 (4) 一時利用の位置 (5) 残置又は造成する森林及び緑地の区域	1/5,000以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 造成施設の位置については適当に着色し、施設計画が分かるようにする。 (4) 一時利用の場合にはその区域を青色で線どる。 (5) 残置する森林…緑色、開発行為に係る森林の区域内に造成する森林…黄緑色、開発行為に係る森林の区域内に造成する緑地…黄色、森林以外の土地に造成する森林及び緑地…橙色で着色する。 (6) 開発行為の地盤高管理の基準となる点を明示する。	1	1	1	1	3
4. 事業計画書	(1) 全体計画及び期別計画の概要	任意の様式	(1) 全体計画の一部についての許可申請の場合は全体計画の概要及び当該申請分も含め個々の期別計画の全体計画に対する位置づけ等を記載する。					
○開発行為の概要		任意の様式						
○施設利用管理計画	(2) 計画の内容を各項目ごとに概要説明 ア ゴルフ場 イ レジャー施設 ウ 宅造、霊園墓地等 エ 砂利、岩石採取 オ 産業廃棄物 カ その他	任意の様式	(2) 計画内容説明の中より該当する数量等を記載する。開発目的の形態により作成上の留意事項欄の項目について計画の内容を記載すること。 ア ホール数、ヤード数、管理施設、売店その他の建物、道路(進入、基幹、管理)、用水(水源、需要供給量、貯水槽等)、附帯施設(ゴミ、し尿、防火、電気、駐車場、リフト、橋梁、貯水池、調整池)等 イ 遊戯施設 その他に準じる。 ウ 区画(宅造の場合は収容人数等)、1区画当り面積、その他アに準じる。 エ 採取方法、数量(全体、期別、1日当り)、洗浄場所、採取設備、掘さく面積、搬出計画(量、台数)、表土・廃土等置場、砂利岩石置場、跡地の処理、汚濁水の処理、交通事情等 オ 廃棄物の種類、数量(全体、1日当り)、搬入計画(量、台数)、客土等置場、跡地の処理、汚濁水の処理、交通事情等 カ その他のものはアに準じる。	1	1	1	1	3

新						旧									
図書名 対応様式	明示する事項	作成上の留意事項 (削除)	提出部数				図書名	明示する事項	様式例、 図面の線分	作成上の留意事項	提出部数				
			申請書 正本	申請書 副本※1	申請書 副本※2	河川 管理者 協議					申請書 正本	申請書 副本 注1	申請書 副本 注2	必要 部数	河川管理 者との協 議が必要な 場合
○防災工事概要 任意の様式	(1) 切土、盛土、捨土の工法及び防護柵の設置位置、擁壁、ダム等の設置位置等工事に関する基本的な考え方	(1) 工事仕様書に準じて記載する。 また、開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるように土砂の撤去や豪雨時の監視等の完了後の維持管理方法について記載する。					○防災工事概要	(1) 切土、盛土、捨土の工法及び防護柵の設置位置、擁壁、ダム等の設置位置等工事に関する基本的な考え方	任意の様式	(1) 工事仕様書に準じて記載する。 また、開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるように土砂の撤去や豪雨時の監視等の完了後の維持管理方法について記載する。					
○一時利用(仮設)計画概要 任意の様式	(1) 利用計画	(1) 一時利用とは材料置場、進入路等の一時的な利用行為をいう。					○一時利用(仮設)計画概要	(1) 利用計画	任意の様式	(1) 一時利用とは材料置場、進入路等の一時的な利用行為をいう。					
○森林造成計画及び緑化計画 任意の様式	(1) 森林造成計画の基本方針 (2) 緑化計画の基本方針 (3) 残置森林、造成森林及び緑地の管理、保育等の計画 (4) 造成する森林及び緑地の植栽樹種、本数、管理、保育等の計画	(1) 残置森林についても記載する。 (2) (1)、(2) 造成森林及び緑化に対する基本的な考え方は「みどりの協定」(自然環境保全)の内容と整合させる。 (3) 植栽方法、時期、下刈、肥培、その他、保育管理計画、山火事、病害虫防除等について記載する。 (4) 植栽方法、時期、下刈、肥培、その他、保育管理計画、山火事、病害虫防除等について記載する。	1	1	1	1	○森林造成計画及び緑化計画	(1) 森林造成計画の基本方針 (2) 緑化計画の基本方針 (3) 残置森林、造成森林及び緑地の管理、保育等の計画 (4) 造成する森林及び緑地の植栽樹種、本数、管理、保育等の計画	任意の様式	(1) 残置森林についても記載する。 (2) (1)、(2) 造成森林及び緑化に対する基本的な考え方は「みどりの協定」(緑地)の内容と整合させる。 (3) 植栽方法、時期、下刈、肥培、その他、保育管理計画、山火事、病害虫防除等について記載する。 (4) 植栽方法、時期、下刈、肥培、その他、保育管理計画、山火事、病害虫防除等について記載する。	1	1	1	3	1
○実施工程表 任意の様式	(1) 主要工程毎の具体的な実施工程を記載する。	(1) 大規模な土工で工区が分かれている時は、 工区ごと に記載する。					○実施工程表	(1) 主要工程毎の具体的な実施工程を記載する。	任意の様式	(1) 大規模な土工で工区が分かれている時は、 工区ごと に記載する。					
5. 防災工事総括表 申請様式4 任意の様式	(1) 擁壁、貯砂ダム、洪水調節ダム、雨水流出量、排水施設、貯水池、調整地等の設計根拠となる計算 (2) 補足説明資料	(1) 開発行為の許可基準、治山技術基準等により確り行う。なお設計条件が同一の場合は省略することができる。 (2) 設計根拠について、様式の枠内に記載しきれない場合は、任意の様式により添付する。	1	1	1	1	5. 防災工事総括表	(1) 擁壁、貯砂ダム、洪水調節ダム、雨水流出量、排水施設、貯水池、調整地等の設計根拠となる計算 (2) 補足説明資料	申請様式4 任意の様式	(1) 開発行為の許可基準、治山技術基準等により確り行う。なお設計条件が同一の場合は省略することができる。 (2) 設計根拠について、様式の枠内に記載しきれない場合は、任意の様式により添付する。	1	1	1	3	1
図面5 防災施設平面図 1,500以上の等高線の入った地形図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 集水区域区分 (4) 法面、擁壁、貯砂えん堤等防災施設の位置、工程、番号等	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 集水区域は番号(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、…)により区分する。 (4) (イ)凡例により位置、工程を表示する。 (ロ)施設名を集水区域毎に記号で表示する。 (例) 切土面Ⅰ(集水区域名)－C(切土)－1(下流より追番) 盛土面Ⅰ()－B(盛土)－1() えん堤Ⅰ()－Ds(貯砂)－1() えん堤Ⅰ()－Dw(貯水)－1() 擁壁Ⅰ()－Wc(切土面)－1() 擁壁Ⅰ()－Wb(盛土面)－1() (ハ)構造物については既設…緑色、新設…赤色で着色する。	1	1	1	3	図面5 防災施設平面図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 集水区域区分 (4) 法面、擁壁、貯砂えん堤等防災施設の位置、工程、番号等	1,500以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 集水区域は番号(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、…)により区分する。 (イ)凡例により位置、工程を表示する。 (ロ)施設名を集水区域毎に記号で表示する。 (例) 切土面Ⅰ(集水区域名)－C(切土)－1(下流より追番) 盛土面Ⅰ()－B(盛土)－1() えん堤Ⅰ()－Ds(貯砂)－1() えん堤Ⅰ()－Dw(貯水)－1() 擁壁Ⅰ()－Wc(切土面)－1() 擁壁Ⅰ()－Wb(盛土面)－1() (ハ)構造物については既設…緑色、新設…赤色で着色する。	1	1	1	3	
6. 土量計算表 申請様式5	(1) 測点、距離、切土(断面積、平均断面積、体積)、盛土(断面積、平均断面積、体積)ブロック毎の切盛数量差の処理方法	(1) 原則として別途作成の断面図により土量計算を行うこと。なお大規模な土工の場合は区域ごと集計し、構築物に切盛数量差の処理について〇〇区域へ〇m3、〇〇区域より〇m3等と記載する。	1	(1)		2	6. 土量計算表	(1) 測点、距離、切土(断面積、平均断面積、体積)、盛土(断面積、平均断面積、体積)ブロック毎の切盛数量差の処理方法	申請様式5	(1) 原則として別途作成の断面図により土量計算を行うこと。なお大規模な土工の場合は区域ごと集計し、構築物に切盛数量差の処理について〇〇区域へ〇m3、〇〇区域より〇m3等と記載する。	1	(1)		2	
図面6 土工平面図 1,500以上の等高線の入った地形図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 切土、盛土及び法面の施行位置 (4) 残置する森林の区域 (5) 土量と移動方法 (6) 縦、横断面図の位置	(2) 位置図と同じ様に記載する。 (3) 切土…黄色、盛土…桃色で着色する。 (4) 残置する森林の区域は緑色で着色する。 (5) 大規模な土量を移動する場合は土工の一団地となる区域界、切土、盛土、域外搬出量等及び移動方向を明示する。 (6) 別途作成の縦、横断面図の位置を対照できるように記載する。	1	1	1	3	図面6 土工平面図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 切土、盛土及び法面の施行位置 (4) 残置する森林の区域 (5) 土量と移動方法 (6) 縦、横断面図の位置	1,500以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同じ様に記載する。 (3) 切土…黄色、盛土…桃色で着色する。 (4) 残置する森林の区域は緑色で着色する。 (5) 大規模な土量を移動する場合は土工の一団地となる区域界、切土、盛土、域外搬出量等及び移動方向を明示する。 (6) 別途作成の縦、横断面図の位置を対照できるように記載する。	1	1	1	3	
図面7 土工の断面図(縦、横断面図) 原則として1,200以上の図面	(1) 断面の形状、寸法等(センターの位置、地盤高、計画高、切土及び盛土高、切土及び盛土量等)	(1) 断面図は原則として土量計算に必要な箇所について作成し、土工平面図の断面図の位置と照合できるように作成する。	1	(1)		2	図面7 土工の断面図(縦、横断面図)	(1) 断面の形状、寸法等(センターの位置、地盤高、計画高、切土及び盛土高、切土及び盛土量等)	原則として1,200以上の図面	(1) 断面図は原則として土量計算に必要な箇所について作成し、土工平面図の断面図の位置と照合できるように作成する。	1	(1)		2	
7. 法面計画一覧表 申請様式6	(1) 番号 (2) 法長 (3) 勾配 (4) 小段巾/m毎 (5) 土質 (6) 擁壁の有無 (7) 緑化工	(1) 番号欄には別途作成の防災施設平面図を集水区域別(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ…)に区分し、集水区域ごとに切土(C)、盛土(B)の追番とし、図面と一致させる。 (例)Ⅰ(集水区域名)－C(切土)－1(法面NO.) Ⅰ(集水区域名)－B(盛土)－1(法面NO.) (2) 法長は最長部分の長さを記載する。 (3) 小段巾/m毎は直高5.0m毎、小段巾1.0mの場合は、1.0/5.0と記載する。 (4) 小段巾/m毎は直高5.0m毎、小段巾1.0mの場合は、1.0/5.0と記載する。 (5) 土質は地盤地質について硬岩、軟岩、風化岩、砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土質等と記載する。 (6) 擁壁の有無 (7) 緑化工には工程(吹付、植栽、張芝等)を記載する。なお植栽については樹種、本数等も合わせて記載する。	1	(1)		2	7. 法面計画一覧表	(1) 番号 (2) 法長 (3) 勾配 (4) 小段巾/m毎 (5) 土質 (6) 擁壁の有無 (7) 緑化工	申請様式6	(1) 番号欄には別途作成の防災施設平面図を集水区域別(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ…)に区分し、集水区域ごとに切土(C)、盛土(B)の追番とし、図面と一致させる。 (例)Ⅰ(集水区域名)－C(切土)－1(法面NO.) Ⅰ(集水区域名)－B(盛土)－1(法面NO.) (2) 法長は最長部分の長さを記載する。 (3) 小段巾/m毎は直高5.0m毎、小段巾1.0mの場合は、1.0/5.0と記載する。 (4) 小段巾/m毎は直高5.0m毎、小段巾1.0mの場合は、1.0/5.0と記載する。 (5) 土質は地盤地質について硬岩、軟岩、風化岩、砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土質等と記載する。 (6) 擁壁の有無 (7) 緑化工には工程(吹付、植栽、張芝等)を記載する。なお植栽については樹種、本数等も合わせて記載する。	1	(1)		2	
図面8 法面保護の方法を示す図面(平面図、横断面図) 原則として1,200以上の図面	(1) 法面の勾配、高さ、小段の巾等形状寸法、植栽及び緑化の方法、排水施設の位置等	(1) 切土、盛土等工種別に標準的なもの及び重要なもの。(法長の大きいもの等)3～4箇所作成する。	1	(1)		2	図面8 法面保護の方法を示す図面(平面図、横断面図)	(1) 切土、盛土等工種別に標準的なもの及び重要なもの。(法長の大きいもの等)3～4箇所作成する。	原則として1,200以上の図面	(1) 切土、盛土等工種別に標準的なもの及び重要なもの。(法長の大きいもの等)3～4箇所作成する。	1	(1)		2	

新

図書名 対応様式	明示する事項	(削除)	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書 正本	申請書 副本※1	図会※2	市町村 意見	河川 管理者 協議
8. 擁壁計画一覧表 申請様式7	(1) 番号 (2) 構造(長さ、高さ、体積または面積、天端巾、法) (3) 法面(土質、勾配) (4) 基礎地盤地質 (5) 応力(擁壁の下流端及び上流端の応力) (6) 安全率(転倒、滑動)	(削除)	(1) 擁壁計画の全てについて作成することとし、番号は防災施設平面図と一致させる。 (例) I(集水区域名)ーWC(切土面擁壁)ー1(NO.) I(集水区域名)ーWB(盛土面擁壁)ー1(NO.) (2) L…全長、H…最高部の高さ、V…体積、A…面積、W…天端巾、n…表法(上段)、m…裏法(下段)逆勾配は(ー)表示 (3) 土質は、最終法面の土質を計画一覧表の5の区分により表示する。 (4) 基礎地盤地質も上記と同様に表示する。 (5) Pα:擁壁下流の応力、Pβ:擁壁上流端の応力 (6) (5)、(6)については 別途作成の防災工事総括表により転記する。	1	(1)			2
図面9 防災施設構造図 (正面、平面、断面図) 原則として 1/200以上の図面	(1) 名称(番号)規格、寸法等	(削除)	(1) (イ) 構造物の配置される位置は防災施設平面図と合致させ、名称(番号)は事業計画書の各種一覧表及び防災施設平面図と合致させる。 (ロ) 擁壁については設計根拠資料により安全率を計算したものと及び代表的なもの(3、4箇所)の平面図、断面図を作成する。 (ハ) 貯砂ダム、洪水調節ダム等の重要構造物についてはすべて正面、平面、断面図を作成する。 (ニ) 鉄筋コンクリート構造物については配筋図を作成する。	1	(1)			2
9. 貯砂ダム、洪水調節ダム 一覧表 申請様式8	(1) 番号 (2) 堤体構造(堤体、堤高、体積、天端巾、法) (3) 基礎地盤資料 (4) 堆砂高 (5) 貯砂、貯水量 (6) 越流水深 (7) 応力(ダム下流端の応力、ダム上流端の応力、水平分力の合計、垂直分力の合計)	(削除)	(1) ダム計画の全てについて作成することとし番号は防災施設平面図と一致させる。 I(集水区域名)ーDS(貯砂ダム)ー1(NO.) I(集水区域名)ーDw(洪水調節ダム)ー1(NO.) (2) L…堤長、H…堤高、V…体積、W…天端巾、n…下流側法(上段)、m…上流側法(下段) (3) 基礎地盤地質は法面計画一覧表の5の土質と同様に表示する。 (4) 堆砂高はダム完成時点における数よりの堆砂見込高(堀削深を含む)を記載する。 (5) 貯砂、貯水量は別途作成の設計根拠資料及び貯水池、調整池容量一覧表より上段に貯砂量、下段に貯水量を記載する。 (6) 越流水深は最大ピーク流量時の越流水深を記載する。 (7) Pα…ダム下流端の応力、Pβ…ダム上流端の応力 ΣH…水平分力の合計、ΣV…垂直分力の合計 応力度計算は別途作成の防災工事総括表により転記する。	1	(1)			2
10. 排水施設一覧表 申請様式9	(1) 区域名 (2) 単集水面積(未開発部、開発部) (3) 累加集水面積(未開発部、開発部) (4) 流出量 (5) 排水施設名 (6) 種別、寸法 (7) 断面積 (8) 粗度係数 (9) 径 深 (10) 勾 配 (11) 流 速 (12) 流下量 (13) 安全率	(削除)	(1) 別途作成の集水区域図、排水施設平面図と合わせて作成する。 (2) (1) 区域名は単集水域名とする。 (3) 累加集水面積は排水系統毎に累計する。 (4) 流出量は別途作成の防災工事総括表にもつづき記載する。 (5) 施設名は排水施設平面図の番号を記載する。なお、ダム放水路についても記載する。 Ho(開渠)ー1(No.) Hc(暗渠)ー1(No.) Ds(ダム放水路)ー1(No.) (6) 種別、寸法はU字管φ240等と記載しダム放水路については台形、矩形等と書き、備考に下巾、上巾、高さを記載する。 (7) 別途作成の防災工事総括表より転記することとする。 (8) // (9) // (10) // (11) // (12) // (13) //	1	(1)			2

旧

図書名	明示する事項	様式例、 図面の総頁	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書 正本	申請書 副本※1	市町村 意見 注1	必要 部数 注2	河川 管理者 との協議 が必要な 場合
8. 擁壁計画一覧表	(1) 番号 (2) 構造(長さ、高さ、体積または面積、天端巾、法) (3) 法面(土質、勾配) (4) 基礎地盤地質 (5) 応力(擁壁の下流端及び上流端の応力) (6) 安全率(転倒、滑動)	申請様式7	(1) 擁壁計画の全てについて作成することとし、番号は防災施設平面図と一致させる。 (例) I(集水区域名)ーWC(切土面擁壁)ー1(NO.) I(集水区域名)ーWB(盛土面擁壁)ー1(NO.) (2) L…全長、H…最高部の高さ、V…体積、A…面積、W…天端巾、n…表法(上段)、m…裏法(下段) (3) 土質は、最終法面の土質を計画一覧表の5の区分により表示する。 (4) 基礎地盤地質も上記と同様に表示する。 (5) Pα:擁壁下流の応力、Pβ:擁壁上流端の応力 (6) (5)、(6)については 別途作成の防災工事総括表により転記する。	1	(1)			2
図面9 防災施設構造図 (正面、平面、断面図)	(1) 名称(番号)規格、寸法等	原則として1/200以上の図面	(1) (イ) 構造物の配置される位置は防災施設平面図と合致させ、名称(番号)は事業計画書の各種一覧表及び防災施設平面図と合致させる。 (ロ) 擁壁については設計根拠資料により安全率を計算したものと及び代表的なもの(3、4箇所)の平面図、断面図を作成する。 (ハ) 貯砂ダム、洪水調節ダム等の重要構造物についてはすべて正面、平面、断面図を作成する。 (ニ) 鉄筋コンクリート構造物については配筋図を作成する。	1	(1)			2
9. 貯砂ダム、洪水調節ダム 一覧表	(1) 番号 (2) 堤体構造(堤体、堤高、体積、天端巾、法) (3) 基礎地盤資料 (4) 堆砂高 (5) 貯砂、貯水量 (6) 越流水深 (7) 応力(ダム下流端の応力、ダム上流端の応力、水平分力の合計、垂直分力の合計)	申請様式8	(1) ダム計画の全てについて作成することとし番号は防災施設平面図と一致させる。 (2) L…堤長、H…堤高、V…体積、W…天端巾、n…下流側法(上段)、m…上流側法(下段) (3) 基礎地盤地質は法面計画一覧表の5の土質と同様に表示する。 (4) 堆砂高はダム完成時点における数よりの堆砂見込高(堀削深を含む)を記載する。 (5) 貯砂、貯水量は別途作成の設計根拠資料及び貯水池、調整池容量一覧表より上段に貯砂量、下段に貯水量を記載する。 (6) 越流水深は最大ピーク流量時の越流水深を記載する。 (7) Pα…ダム下流端の応力、Pβ…ダム上流端の応力 ΣH…水平分力の合計、ΣV…垂直分力の合計 応力度計算は別途作成の防災工事総括表により転記する。	1	(1)			2
10. 排水施設一覧表	(1) 区域名 (2) 単集水面積(未開発部、開発部) (3) 累加集水面積(未開発部、開発部) (4) 流出量 (5) 排水施設名 (6) 種別、寸法 (7) 断面積 (8) 粗度係数 (9) 径 深 (10) 勾 配 (11) 流 速 (12) 流下量 (13) 安全率	申請様式9	(1) 別途作成の集水区域図、排水施設平面図と合わせて作成する。 (2) (1) 区域名は単集水域名とする。 (3) 累加集水面積は排水系統毎に累計する。 (4) 流出量は別途作成の防災工事総括表にもつづき記載する。 (5) 施設名は排水施設平面図の番号を記載する。なお、ダム放水路についても記載する。 Ho(開渠)ー1(No.) Hc(暗渠)ー1(No.) Ds(ダム放水路)ー1(No.) (6) 種別、寸法はU字管φ240等と記載しダム放水路については台形、矩形等と書き、備考に下巾、上巾、高さを記載する。 (7) 別途作成の防災工事総括表より転記することとする。 (8) // (9) // (10) // (11) // (12) // (13) //	1	(1)			2

新					旧				
図書名 対応様式	明示する事項	(削除)	作成上の留意事項	提出部数					
				申請書正本	申請書副本※1	照会※2	市町村意見	河川管理者協議	必要部数
11. 貯水池、調整池容量一覧表 申請様式10	(1) 番号 (2) 必要貯水量 (3) 流入土砂量 (4) 掘削土砂量 (5) 必要調整容量 (6) 計画容量(調整ダム、調整池)	(削除)	別途作成の集水区域図、排水施設平面図と合わせて作成する。 (1) 貯水池、調整池計画のすべてについて作成することし、番号は排水施設平面図と一致させる。 (例) P-1 (No.) (2) 必要貯水量は開発後のピーク流量の値を開発前のピーク流量の値まで調節するために必要な容量として別途作成の防災工事総括表より転記する。 (3) 流入土砂量は工事中における開発部、未開発部よりの土砂の流出量を調整池への流入量とする。 (4) 掘削土砂量はダム等の掘削土を調整池部分へ入れる場合にその数量を記入する。 (5) 必要調整容量は (5) = (2) + (3) + (4) とする。 (6) 計画容量は調整ダム、調整池別に別途作成の防災工事総括表より転記する。	1	(1)		1	3	
図面10 集水区域図 原則として1/10,000以上の等高線の入った地形図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 排水系統区域(流域) (4) 単集水区域、面積、集水方向	(削除)	(1) 開発行為に影響のある集水区域が排水施設平面図に入らない場所等において作成する。 (2) 位置図と同様に記載する。 (3) 排水系統は流域により区分(A,B,C...)する。 (4) (イ) 単集水区域は排水施設の規格等毎に区分した区域とし区域名を上流より追番で記載する。 (ロ) 面積は単集水区域毎にヘクタール単位(小数点以下3位を四捨五入で2位止)で記載する。 (ハ) 集水方向を矢印(→)で表示する。				1	3	1
図面11 排水施設平面図 1/5,000以上の等高線の入った地形図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 排水施設の位置、工種等 (4) 排水系統区域 (5) 単集水区域、集水方向 (6) 未開発部、開発部の区域及び面積	(削除)	(1) 排水施設等が重複し、図面が見にくくなる時は基幹排水図、枝排水図等に分けて作成する。 (2) 位置図と同様に記載する。 (3) (イ) 凡例により位置、工種を記載する。 (ロ) 施設名を排水系統毎に記号で表示する。 (例) Ho(開渠)→1(上流より追番) He(暗渠)→1(") (ハ) 種別、規格、勾配を記載する。 (4) 排水系統は流域により(A,B,C...)する。 (5) (イ) 単集水区域は排水施設の規格等毎に区分した区域とし、区域名を上流より追番で記載する。 (例) A(排水系統)→1(単水区域) (ロ) 集水方向を矢印(→)で表示する。 (6) 単集水区域毎に未開発部(緑色)、開発部(黄色)別に色分けし、それぞれの面積をヘクタール単位(小数点以下3位四捨五入2位止)で記入する。	1	(1)		1	4	
図面12 排水施設構造図(平面、側面、断面図) 原則として1/200以上の図面	(1) 名称(番号) (2) 規格、寸法等	(削除)	本図には諸排水施設のほか、貯水池、調整池等を含むものとする。 (1) 名称(番号)は排水施設平面図の施設名を記入する。 (2) (イ) 貯水池、調整池等の重要構造物について、個々の平面図、側面図、断面図、及び容量計算図を作成する。 (ロ) その他排水施設の構造については規格ごとに標準(断面、側面)図を作成する。	1	(1)		1	3	
図書名	明示する事項	様式例、図面の縮尺	作成上の留意事項	申請書正本	申請書副本※1	照会※2	市町村意見	河川管理者協議	必要部数
11. 貯水池、調整池容量一覧表	(1) 番号 (2) 必要貯水量 (3) 流入土砂量 (4) 掘削土砂量 (5) 必要調整容量 (6) 計画容量(調整ダム、調整池)	申請様式10	別途作成の集水区域図、排水施設平面図と合わせて作成する。 (1) 貯水池、調整池計画のすべてについて作成することし、番号は排水施設平面図と一致させる。 (例) P-1 (No.) (2) 必要貯水量は開発後のピーク流量の値を開発前のピーク流量の値まで調節するために必要な容量として別途作成の防災工事総括表より転記する。 (3) 流入土砂量は工事中における開発部、未開発部よりの土砂の流出量を調整池への流入量とする。 (4) 掘削土砂量はダム等の掘削土を調整池部分へ入れる場合にその数量を記入する。 (5) 必要調整容量は (5) = (2) + (3) + (4) とする。 (6) 計画容量は調整ダム、調整池別に別途作成の防災工事総括表より転記する。	1	(1)		1	3	
図面10 集水区域図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 排水系統区域(流域) (4) 単集水区域、面積、集水方向	原則として1/10,000以上の等高線の入った地形図	(1) 開発行為に影響のある集水区域が排水施設平面図に入らない場所等において作成する。 (2) 位置図と同様に記載する。 (3) 排水系統は流域により区分(A,B,C...)する。 (4) (イ) 単集水区域は排水施設の規格等毎に区分した区域とし区域名を上流より追番で記載する。 (ロ) 面積は単集水区域毎にヘクタール単位(小数点以下3位を四捨五入で2位止)で記載する。 (ハ) 集水方向を矢印(→)で表示する。				1	3	1
図面11 排水施設平面図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 排水施設の位置、工種等 (4) 排水系統区域 (5) 単集水区域、集水方向 (6) 未開発部、開発部の区域及び面積	1/5,000以上の等高線の入った地形図	(1) 排水施設等が重複し、図面が見にくくなる時は基幹排水図、枝排水図等に分けて作成する。 (2) 位置図と同様に記載する。 (3) (イ) 凡例により位置、工種を記載する。 (ロ) 施設名を排水系統毎に記号で表示する。 (例) Ho(開渠)→1(上流より追番) He(暗渠)→1(") (ハ) 種別、規格、勾配を記載する。 (4) 排水系統は流域により(A,B,C...)する。 (5) (イ) 単集水区域は排水施設の規格等毎に区分した区域とし、区域名を上流より追番で記載する。 (例) A(排水系統)→1(単水区域) (ロ) 集水方向を矢印(→)で表示する。 (6) 単集水区域毎に未開発部(緑色)、開発部(黄色)別に色分けし、それぞれの面積をヘクタール単位(小数点以下3位四捨五入2位止)で記入する。	1	1	1	1	3	1
図面12 排水施設構造図(平面、側面、断面図)	(1) 名称(番号) (2) 規格、寸法等	原則として1/200以上の図面	本図には諸排水施設のほか、貯水池、調整池等を含むものとする。 (1) 名称(番号)は排水施設平面図の施設名を記入する。 (2) (イ) 貯水池、調整池等の重要構造物について、個々の平面図、側面図、断面図、及び容量計算図を作成する。 (ロ) その他排水施設の構造については規格ごとに標準(断面、側面)図を作成する。	1	(1)		1	3	1

新					旧				
図書名 対応様式	明示する事項	(削除)	作成上の留意事項	提出部数					
				申請書正本	申請書副本※1	面会※2	市町村意見	河川管理者協議	必要部数
12.信用及び資力があることを明らかにする書類(省令第4条第6号) 申請様式11 申請様式12	(1) 開発行為に要する資金の額 (2) 開発行為に要する資金の調達方法	(削除)	(1) 申請様式11の収支計画書に準じて作成することし、開発行為が多年度にわたる時は申請様式12に準じて作成する。 (2) 資金の調達方法の自己資金、借入金等についてはそれを証明する書類(預金残高証明書、融資証明書等)を添付する。なお処分収入を見込む場合はその根拠についても記載する。 なお、融資決定が開発行為の許可後となる場合、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について、別途預金残高証明書等により確認する。 上記が困難な場合申請時に事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を添付する。 また、着手時までには融資証明書を提出すること。	1	(1)				2
13.開発行為をしようとする森林の権利関係の書類等 申請様式13 申請様式13	(1) 登記事項証明書 (2) 土地売買契約書 (3) 賃貸借契約書 (4) 所有者の同意書 (5) 所有権以外の権利者の同意書	(削除)	(1) 開発行為をしようとする森林のすべての土地の登記事項証明書を添付する。 (2) 売買契約地であって所有権が未登記の場合は土地売買契約書を添付する。 (3) 土地所有者との賃貸借契約の場合はその契約書を添付する。 (4) 申請者の所有地でない場合において、売買契約、賃貸借契約が締結されていない場合及び賃貸借契約書中に開発の目的等が明示されていない場合は土地所有者の開発行為に対する施行同意書等を添付する。 (5) 所有権以外の権利とは地上権、地役権、賃貸権、抵当権等をいい、権利者の当該開発行為に対する施行同意書、権利の抹消同意書等を添付する。 (6) (2)の契約書には契約者の印鑑証明書を添付する。	1	(1)				2
14.他法令等の許認可手続き状況(省令第4条第5号) 申請様式14	他法令等の許認可手続き状況	(削除)	申請時点の許認可手続き状況(手続中・許可見込み等)を記載する。	1	1	1			3
15.開発行為に係る協定書等	(1) 環境の保全に関する協定書 (2) 公共施設管理者等の同意書又は協定書 (3) 土砂の搬出先の同意書 (4) 他法令の許認可等手続きを証する書類	(削除)	(1) 市町村、地元住民等との間に開発行為に伴う環境の保全に関する協定書がある場合にはその写しを添付する。 (2) 開発区域内外の公共施設と関連する場合、水路等へ雨水、汚水等を放流する場合、新設道路を既設道路に接続する場合及び水源から取水する場合等にはその管理者の同意書又は協定書の写し等を添付する。 (3) 土砂の域外搬出をする場合は、搬出先の同意書等を添付する。 (4) 許可書又は申請書等の写しを添付する。	1	(1)				2
16.法人の登記簿謄本又は団体の規約等(省令第4条第4号)			(1) 法人の場合はその登記事項証明書及び定款 (2) 法人でない団体の場合は代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (3) 個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	1	(1)				2
17.防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類 任意の様式 申請様式15 申請様式16	林地開発許可申請書(第1号様式)の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者について、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。 (1) 建設業法許可書 (2) 事業実施体制を示す書類 (3) 事業経歴書 (4) 林地開発に係る施工実績を示す書類 (5) 防災施設の設置に必要な資金の額及び調達方法	(削除) (削除) (削除)	申請時点で防災施設施行者が決定していない場合等下記書類を提出できない場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を添付するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書を添付する。 (2) 職員数、主な役員、技術者名等 (5) 預金残高証明書等を添付する。 なお、防災施設の設置に関わる者が申請者と同一である場合は、他で同様の書類を確認することから、ここでの添付は要しない。	1	(1)				2
18.その他必要な書類	(1) 現況写真 (2) その他必要な書類								

図書名	明示する事項	様式例、前掲の欄	作成上の留意事項	提出部数					
				申請書正本	申請書副本※1	市町村意見※2	必要部数	河川管理者協議	
12.信用及び資力があることを明らかにする書類(省令第4条第6号)	(1) 開発行為に要する資金の額 (2) 開発行為に要する資金の調達方法	申請様式11 申請様式12	(1) 申請様式11の収支計画書に準じて作成することし、開発行為が多年度にわたる時は申請様式12に準じて作成する。 (2) 資金の調達方法の自己資金、借入金等についてはそれを証明する書類(預金残高証明書、融資証明書等)を添付する。なお処分収入を見込む場合はその根拠についても記載する。 なお、融資決定が開発行為の許可後となる場合、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について、別途預金残高証明書等により確認する。 上記が困難な場合申請時に事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を添付する。 また、着手時までには融資証明書を提出すること。	1	(1)				2
13.開発行為をしようとする森林の権利関係の書類等	(1) 登記事項証明書 (2) 土地売買契約書 (3) 賃貸借契約書 (4) 所有者の同意書 (5) 所有権以外の権利者の同意書	申請様式13 申請様式13	(1) 開発行為をしようとする森林のすべての土地の登記事項証明書を添付する。 (2) 売買契約地であって所有権が未登記の場合は土地売買契約書を添付する。 (3) 土地所有者との賃貸借契約の場合はその契約書を添付する。 (4) 申請者の所有地でない場合において、売買契約、賃貸借契約が締結されていない場合及び賃貸借契約書中に開発の目的等が明示されていない場合は土地所有者の開発行為に対する施行同意書等を添付する。 (5) 所有権以外の権利とは地上権、地役権、賃貸権、抵当権等をいい、権利者の当該開発行為に対する施行同意書、権利の抹消同意書等を添付する。 (6) (2)の契約書には契約者の印鑑証明書を添付する。	1	(1)				2
14.他法令等の許認可手続き状況(省令第4条第5号)	他法令等の許認可手続き状況	申請様式14	申請時点の許認可手続き状況(手続中・許可見込み等)を記載する。	1	1	1			3
15.開発行為に係る協定書等	(1) 環境の保全に関する協定書 (2) 公共施設管理者等の同意書又は協定書 (3) 土砂の搬出先の同意書 (4) 他法令の許認可等手続きを証する書類	申請様式14	(1) 環境の保全に関する協定書 (2) 公共施設管理者等の同意書又は協定書 (3) 土砂の搬出先の同意書 (4) 他法令の許認可等手続きを証する書類	1	1	(1)			2
16.法人の登記簿謄本又は団体の規約等(省令第4条第4号)			(1) 法人の場合はその登記事項証明書及び定款 (2) 法人でない団体の場合は代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (3) 個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	1	(1)				2
17.防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類	林地開発許可申請書(第1号様式)の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者について、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。 (1) 建設業法許可書 (2) 事業実施体制を示す書類 (3) 事業経歴書 (4) 林地開発に係る施工実績を示す書類 (5) 防災施設の設置に必要な資金の額及び調達方法	任意の様式 申請様式15 申請様式16	申請時点で防災施設施行者が決定していない場合等下記書類を提出できない場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を添付するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書を添付する。 (2) 職員数、主な役員、技術者名等 (5) 預金残高証明書等を添付する。 なお、防災施設の設置に関わる者が申請者と同一である場合は、他で同様の書類を確認することから、ここでの添付は要しない。	1	(1)				2
18.その他必要な書類	(1) 現況写真 (2) その他必要な書類								

※1 開発行為に係る森林の面積が10ha以下の場合、()書きの書類を省略できるものとする。
 ※2 二つ以上の市町村にまたがる開発行為については、当該市町村分の書類を添付する。

新	旧
<p>別表3 林地開發行爲に係る森林造成指針</p> <p>1 土壤の造成</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 客土 植栽時の活着、生育を促進させるために必要に応じて樹木の生育に適した良質な土（<u>黒ぼく</u>、腐植土）により、植穴に客土するものとする。</p> <p>2 植付</p> <p>1) 樹種 植栽樹種については、それぞれの特性を考慮の<u>上</u>、土壤の整備状況等に応じて、成林の見込みのある適正な樹種を選ぶものとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>この基準は、令和8年4月15日から施行する。</u></p>	<p>別表3 林地開發行爲に係る森林造成指針</p> <p>1 土壤の造成</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 客土 植栽時の活着、生育を促進させるために必要に応じて樹木の生育に適した良質な土（<u>黒ぼか</u>、腐植土）により、植穴に客土するものとする。</p> <p>2 植付</p> <p>1) 樹種 植栽樹種については、それぞれの特性を考慮の<u>うえ</u>、土壤の整備状況等に応じて、成林の見込みのある適正な樹種を選ぶものとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p>(最後段に追記)</p>